

## 条 例

埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第三十一号

埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和二十二年埼玉県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「百分の百五十五」を「百分の百七十五」に改める。

第二条 埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「六月にあつては百分の百四十、十二月にあつては百分の百七十五」を「特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和二十四年埼玉県条例第二十八号）第三条第一項に規定する月に応じ、同項に規定する割合」に改める。附則に次の一項を加える。

平成二十八年四月一日以後、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例第三条第一項の規定（同項に規定する月に応じて同項に規定する割合に係る部分に限る。）が改正された場合において、当該改正に係る条例に、当該改正に伴う期末手当に関する経過措置が規定されているときは、同日以後県議会議員に支給する期末手当については、当該経過措置の例による。

#### 附 則

（施行期日等）

1 この条例中第一条並びに次項及び第三項の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成二十七年十二月一日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。